

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月5日	令和6年3月19日	24区役所における、情報漏洩 事務処理誤りを無くす為の必要な人員確保を24区長や副区長は行わないのかわかるもの 総務局と話し合いはされているが効果が出ていない為	不存在	号	東淀川区	総務課（総務）
令和6年3月7日	令和6年3月21日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になる（国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等）が同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの（東淀川区役所所管分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総合企画）
令和6年3月7日	令和6年3月21日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になる（国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等）が同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの（東淀川区役所所管分）	不存在	号	東淀川区	窓口サービス課（保険年金）
令和6年3月13日	令和6年3月26日	大阪市への寄付金（物品含む。）（納税義務を追わない、ふるさと納税以外）の年度別推移がわかるもの（各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。）（東淀川区役所所管分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総務）
令和6年3月13日	令和6年3月26日	大阪市への寄付金（物品含む。）（還付や控除、返礼品を求めないふるさと納税以外）の年度別推移がわかるもの（各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。）（東淀川区役所所管分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総務）
令和6年3月20日	令和6年3月28日	毎年区役所等、市の施設で国の時期に見かける「小学生の税に関する書道展」がどの区役所でも行われていないが、納税協会等から展示の依頼がない時に、なぜないのかの確認をしない理由がわかるもの（東淀川区役所所管分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総務）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月21日	令和6年3月28日	大阪市職員達は情報公開制度において、根拠、理由をどう理解しているのかわかるもの。 いつも間違えた考えをそのまま、根拠、理由としている 担当部署が法令や制度、専門的知識を使い解説しないから回答してきたものをどの法令で定められているのか国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等について市民の声や情報公開で求めても無しや不存在としか回答してきたのでは そもそもの市民の声や情報公開制度を平野区、23区役所、福祉局等は間違えているのでは？ 日本人として、社会人として、人として市民に回答しないのは市民を人として扱わない差別しているからでは？ (東淀川区役所所管分)	不存在	号	東淀川区	窓口サービス課（保険年金）
令和6年3月22日	令和6年4月2日	IRを誘致するなら、行政の事務処理誤りを無くさないと日常的に多く、他の自治体と比べても多く対策をしても効果すらないのは、今からカジノで遊ぶ金を組織的につくっているのでは？ 違うのであれば、決裁者の基準が不適切過ぎるので改めるべきである お金の事務処理誤りを無くせない理由がわかるもの (24区役所の福祉局及びこども青少年局所管業務において) (東淀川区役所所管分)	不存在	号	東淀川区	総務課（総務）
令和6年3月28日	令和6年4月11日	市民の声の主旨と回答がまったく合わない、福祉局、市民局、24区役所職員の原因は法律の知識不足であるにも法律の勉強をさせて市民の声を回答させない理由（東淀川区役所所管分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総合企画）
令和6年3月29日	令和6年4月10日	3月28日付のメールの回答や今までの市民の声や情報公開の回答から東淀川区役所ではなく就労支援施設A、Bとしないのはなぜかわかるもの、（他の区役所に失礼である）（東淀川区保有分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総務）
令和6年3月29日	令和6年4月12日	3月28日付のメールの回答や今までの市民の声や情報公開の回答から東淀川区役所ではなく就労支援施設A、Bとしないのはなぜかわかるもの、（他の区役所に失礼である）（東淀川区保有分）	不存在	号	東淀川区	総務課（総合企画）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月29日	令和6年4月12日	国民健康保険法第6条ー1健康保険法規定の被保険者を除外が健康保険証の有無で行なうのかわかるもの（意味が違う）なぜ同じ意味として扱えるのか	不存在		東淀川区	窓口サービス課（保険年金）
令和6年3月29日	令和6年4月12日	脱法国保行政を右翼に30年、解放同盟に25年、山口組に15年、健康保険法規定の被保険者でない人達を国保から除外出来た手法、や裏技がわかるもの、今もやり続ける理由	不存在		東淀川区	窓口サービス課（保険年金）
令和6年3月29日	令和6年4月12日	・市民の声（受付番号：23-04843）に対する回答に係る決裁文書（令和6年3月28日起案分） ・【東淀川区役所】お寄せいただいた市民の声について（回答）（令和6年3月28日送信分）	部分公開	1	東淀川区	総務課（総合企画）